

「土地売買等届出書」記入上の注意

※ 届出書は、同一当事者間において契約締結をしているひとまとまりの土地ごとに一葉であることを原則とし、記入すべき事項がない欄については、「該当なし」と記入します。

① 権利取得者（譲受人）

【法人の場合】

『氏名』欄には、名称及び代表者の氏名を記入し、代表者の職名印を押印。『担当者』欄には、実務担当者の氏名を記入します。

【共有の場合】

共有者全員の氏名等が届出書に書ききれないときは、届出書に代表者の氏名及び「外〇名」と記入し、別紙に他の共有者全員の住所、氏名を記入の上押印し、届出書と別紙の間に割印（譲受人全員）を押します。

【代理人による届出の場合】

『氏名』欄に権利取得者本人の氏名を、『担当者』欄に代理人である旨、代理人の住所・氏名を記入するとともに、代理権の所在及びその範囲を証する書面(委任状)を添付してください。

② 譲受人業種

1～7の該当する業種に○を付けます。

③ 権利移転の形態（原因）

該当する『権利の内容』及び『移転又は設定』の種別に○を付けます。

④ 契約締結年月日

添付された土地取引に係る契約書の写しと契約日は同一となります。

⑤ 所在

一筆ごとに記入し、仮地番である場合は従前地をその下にかっこ書きで記入します。筆数が多く届出書に書ききれない場合は、別紙に『土地に関する事項』（所在、地目及び面積等）及び『対価の額等に関する事項』（単価及び対価の額）を記入し、届出書と別紙の間に割印（譲受人全員）を押します。

⑥ 面積

『登記簿』欄は、登記簿の面積を記入し、なお、一筆の内一部を売買等する場合はその旨を明記します。

例・・・3,500㎡の内2,500㎡

『実測』欄は、実測面積（実測が分かっている場合）を記入します。

⑬ 移転又は設定の態様

登記原因となる売買、交換、賃借権の設定、代物弁済予約の区分で記入します。

⑮ 土地に関する対価の額等

添付された土地取引に係る契約書の写しの契約金額と同一となります。

筆別…『対価の額』÷『面積』（円未満切り捨て）

計…『対価の額』の計÷『面積』の計（円未満切り捨て）

⑰ 利用目的

『用途等』欄には、住宅、機械工場、ゴルフ場等の用地の他「土地選定の理由」等を可能な限り詳細に記入してください。

例…住宅地分譲(予定区画数等)、工場建設、林業経営、採石、資産保有等

⑱ 利用目的に係る土地の面積

利用する土地の所在及び全体の面積を記入します。

⑲ 利用計画の概要

『人工面率』欄は、⑱の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地以外の土地面積の割合の現況及び計画を〇%→〇%と記入します。

『計画人口』欄は、住宅団地等は想定入居人口、工場団地等は計画従業員数を記入します。

『その他』欄には、利用目的について既に条例等による審査等を受けている場合、自ら公共・公益的施設を整備する予定である場合等には、その概要を記入します。

例…開発許可担当部局と協議中

■ ③で「地上権」、「賃借権」、「その他」に〇を付けた場合

⑦ 所有権

所有権者の住所及び氏名を記入します。

⑩ 地上権又は賃借権の場合、特記事項

『地上権又は賃借権の場合』欄は、存続期間、堅固・非堅固の別及び地代を記入します。

『特記事項』欄は、地上権又は賃借権の登記の有無、地代変更の協議期限の特約、原状回復義務の有無等を記入します。

■ 権利の移転後もその土地に「地上権」、「地役権」、「賃借権」、「抵当権」、「質権等」が存在する場合

⑧ 所有権以外の権利

『種別』欄は、存続する権利を記入します。

『内容』欄は、権利の存続期間、地代の額、被担保債権額、地役権の目的等を記入します。

『権利者の住所・氏名』欄は、『種別』、『内容』欄に記入がある場合に記入します。

■ 土地と併せて、工作物等が権利の移転又は設定の対象になっている場合

⑨ 種類

『種類』欄には、住宅、倉庫、鉄塔、木竹等の別を記入します。

⑩ 概要

建築物その他の工作物の場合は、延べ面積、構造及び使用年数等を記入します。

木竹の場合は、植栽面積又は本数、樹種及び樹齢等を記入します。

⑪ 移転又は設定に係る権利

『種別』欄は、権利の種別（所有権、賃借権、抵当権等）を記入します。

『内容』欄は、『種別』が所有権以外の場合に権利の存続期間、賃料の額、被担保債権額等を記入します。

⑫ 移転又は設定に係る権利以外の権利

工作物等について、現に存する賃借権、抵当権等の権利で引き続き存続するものがある場合に記入します。

⑬ 工作物等に関する対価の額等

添付された土地取引に係る契約書の写しの契約金額と同一となります。

消費税額（消費税額と地方消費税額を合わせた額）に相当する額を含んだ額を記入します。